

野幌森林公園林内散策路警備員等執務心得

第1 趣 旨

警備員は、別紙「野幌森林公園林内散策路警備業務処理要領」（以下「要領」という。）に基づくとともに、この執務心得により勤務するものとする。

第2 任 務

警備員は、人命及び車両の安全を第一に心がけ、また人に接する業務であるため、接客マナー及びサービスに充分留意した上で、業務を遂行すること。

第3 警備員の心得

警備員は、次の事項を守らなければならない。

- 1 利用者に対する言動は、不快感や不信感を抱かれることのないよう細心の注意を払い、対応しなければならない。
- 2 常に品行を慎み、礼儀正しく、かつ規律を守り、お互いに協力して職務に従事すること。
- 3 勤務時間中は、規定の被服を着用し、氏名の表示をするとともに、常に自身及び服装を清潔かつ端正に保つこと。
- 4 品位を傷つけ、または、不名誉となるような行為を行わないこと。
- 5 職務を民主的かつ能率的に処理すべき職責を自覚し、誠実かつ公正にその職務を遂行すること。
- 6 勤務中、書物、新聞、雑誌等を読み、テレビ、ラジオ等を視聴し、談笑しまたは放歌をしないこと。
- 7 勤務中みだりに部所を離れ、または歩行中の喫煙、飲酒、飲食、娯楽等をしないこと。
- 8 職務上知り得たことは、ほかに漏らさないこと。

第4 秩序維持

警備員は、業務運営上の秩序を保ち、快適な利用環境を維持するため、特に次の各号に掲げることと努めなければならない。

- ア 公園内の禁止事項
- イ 事故防止の注意
- ウ 公園での自然観察などのアドバイス

第5 報 告

警備員は、次の各号について直ちに主任者に伝えた上で、業務担当員に報告し、その措置について協議をしなければならない。ただし、急を要する場合は、臨機の措置をとり、その結果を業務担当員に報告すること。

- 1 火災を発見した場合、または発生の恐れのある場合。
- 2 警備中は、事故等異常を発見した場合。
- 3 盗難の届け出があった場合、その事実を発見した場合。
- 4 制止及び指導に従わない者がいる場合。
- 5 その他必要と認められる事象が起こった場合。